

# 創業サポート事業（店舗）

## 募 集 要 項

令和3年8月

新潟市

## 1. 目的

新潟市内で創業する者を支援することで、市内商業活性化及びまちなかの活性化を図る。

## 2. 補助対象者

下記(1)～(5)の事項の全てに該当する者。

(1) 「創業」又は「第二創業」を行う者。(下記表参照)

(2) 本市内の空き店舗で開業する者。

※ 既存店を有する者の場合は、店舗数が増加すること。

※ 賃貸借契約前に申請し、交付決定後に契約をすること。

(3) 市税を滞納していない者。

(4) 補助対象事業に着手していない者<sup>注1</sup>。

(5) 過去に本制度を活用していない者。

創業	次のいずれかに該当するもの。 ・ 事業を営んでいない個人が新たに中小企業者 <sup>注2</sup> として開業すること。 ・ 中小企業者が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな中小企業者として、新事業 <sup>注3</sup> を開始すること。 ・ 申請日 <sup>注4</sup> において、中小企業者が事業を開始した日から3年を経過していないこと。
第二創業	中小企業者であって、申請日の6か月前から申請日までに事業承継を行った者又は申請日から6か月を経過する日もしくは事業着手日の属する年度末のどちらか早い日までの間に事業承継を行う予定の者が、申請日以降に新事業を開始すること。なお、代表者を承継する者は、経営の権利及び権限のない者に限ります。

注1：補助対象事業に着手していない者

補助金交付決定日前に賃貸借契約の締結、新店舗における営業開始のいずれも行っていない者。

注 2：中小企業者

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する者。

(参考) 中小企業基本法第 2 条第 1 項

- |   |
|---|
| <p>(1) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(以下に掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>(2) 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>(3) 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>(4) 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> |
|---|

注 3：新事業

既存事業とは異なる業種(日本標準産業分類における中分類以上の業態転換)

注 4：申請日

本制度の補助金の交付を申請する日

- ※ 創業を行う者の場合、「開業届」や「法人登記簿」の写しを実績報告時に提出していただきます。
- ※ 第二創業を行う者の場合、「事業を承継したことが分かる資料」の写しを実績報告時に提出していただきます。

### 3. 補助対象事業

次の表に定める業種のいずれかに該当すること。

【日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定, 平成 26 年 4 月 1 日施行)に基づくもの】

	対象		対象外
	中分類	小分類・細分類	
小売業	56 各種商品小売業		・中分類 61 (無店舗小売業)
	57 織物・衣服・身の回りの品 小売業		
	58 飲食料品小売業		
	59 機械器具小売業		
	60 その他の小売業		
飲食 サービス業	76 飲食店		・小分類 766 (バー, キャバレー及 びナイトクラブ)
	77 持ち帰り・配達飲食サービ ス業		
生活関連 サービス業	67 保険仲介代理業	674 保険媒介代理業	
	68 不動産取引業		
	69 不動産賃貸業・管理業	692 貸家業、貸間業	
	70 物品賃貸業	704 自動車賃貸業	
		705 スポーツ・娯楽用品賃貸業	
		709 その他物品賃貸業	
	74 技術サービス業	7461 写真業 (写真館など)	
	75 宿泊業	751 旅館、ホテル	
		752 簡易宿所	
	78 洗濯・理容・美容・浴場業		
	79 その他の生活関連サービス		
	80 娯楽業	801 映画館	
		802 興行場、興行団	
		804 スポーツ施設提供業	
		8061 ビリヤード場	
		8062 囲碁・将棋所	
		8091 ダンスホール	
		8095 カラオケボックス業	
		82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾
		824 教養・技能教授業	
83 医療業	835 療術業		

※ 分類に関わらず、管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外です。

※ 補助対象者及び補助対象事業が下記のいずれかに該当する場合は、本事業に申請することができません。

- ・ 新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号）により補助金を交付しないものとして定められている暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む場合。
- ・ 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む場合。
- ・ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う場合。
- ・ その他、市長が不相当と認める場合。

#### 4. 補助率等

補助対象経費	店舗賃借料
補助期間	1 年間 ※ただし、地域拠点商業活性化推進事業 <sup>注5</sup> の場合は 3 年間。
補助率	3 分の 1 ※ただし、以下のいずれかに該当する者は、補助率は 2 分の 1 とする。（2 年目以降は 3 分の 1） ・ 事業実施場所が商店街内 ・ U I J ターン者 <sup>注6</sup> ・ 特定創業支援者 <sup>注7</sup>
限度額	6 0 万円／年

注 5：地域拠点商業活性化推進事業

地域拠点商業活性化推進事業計画策定要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）に基づき決定された計画において、同要綱第 5 条第 4 号に基づき、計画に定める期間内に実施される事業をいいます。

詳細は、8 ページの各区窓口へお問い合わせください。

注 6：U I J ターン者

新潟県外から本市内に居住地を移す者

- ・ 申請日において居住地が新潟県外の方は、補助事業の実施期間内に本市に居住地を移転する方が対象となります。
- ・ 本市内に居住地を移転済みの方については、本市に居住地を移転してから 1 年を経過していない方が対象となります。

#### 注7：特定創業支援者

特定創業支援事業（新潟市創業支援計画に記載された事業で、経営、財務、人材育成、販路開拓等に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援）を受けた者が市へ申請することによって取得できる証明書の交付を受けた者。

特定創業支援事業は、（公財）新潟市産業振興財団（新潟IPC財団ビジネス支援センター）など、新潟市創業支援計画において認定した機関で実施しています。

※ 詳細は、下記の「特定創業支援事業に関するお問い合わせ先」へご連絡ください。

#### 「特定創業支援事業に関するお問い合わせ先」

新潟市経済部産業政策課企画係

電話：025-226-1610（直通） F A X：025-224-4347

E-Mail：[sangyo@city.niigata.lg.jp](mailto:sangyo@city.niigata.lg.jp)

新潟IPC財団ビジネス支援センター

電話：025-226-0550（代表） F A X：025-226-0555

新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 12階

#### 注意事項

- ・ 実施事業について、他の補助制度を併用する場合、その補助金の補助対象経費に賃借料を含むときは、賃借料から補助額（他の補助制度における賃借料補助分）を差し引いた金額を基礎とします。
- ・ 補助期間は、店舗賃借料が発生する日から起算することとします。
- ・ 1事業につき、補助対象期間内に交付する補助金の総額は、1年間で60万円が限度となります。（地域拠点商業活性化推進事業の場合は、3年間で180万円。）
- ・ 申請及び事業着手にあたり、法令等に定める諸手続きは、申請者自ら確実に完了させる必要があります。
- ・ 補助期間の途中で事業を中止もしくは廃止した場合、交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。
- ・ 採択年度に交付決定を受けた事業について、次年度以降の交付を確約するものではありません。

## 5. 応募方法

### (1) 応募締切

令和3年9月30日（木）必着

- ・締切までに申請のあった事業について、選定委員会を開催し採択事業者を決定します

### (2) 申請書類の完備

申請書類に必要な事項を記載し、必要な添付書類を揃えてください。

### (3) 提出先及び提出方法

提出先：出店場所の区役所産業振興担当課（8ページ参照）

提出方法：持参又は郵送

必要部数：正本1部，副本6部

※ 提出書類のうち，原本は正本のみで足り，副本はその写しで構いません。

### (4) 募集要項及び申請書類の配布

配布場所：経済部商業振興課，各区役所産業振興担当課（8ページ参照）

配布時間：午前8時30分～午後5時30分（土日祝は除く）

その他：下記新潟市ホームページよりダウンロード可能です。

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/shokoshien/sogyoshien/shogyosougyo.html>

## 6. 審査等

### (1) 第1次審査

申請要件及び申請書類の確認。必要に応じてヒアリングを実施します。

### (2) 第2次審査

外部の有識者等で構成する選定委員会を開催し，プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

### (3) 審査基準

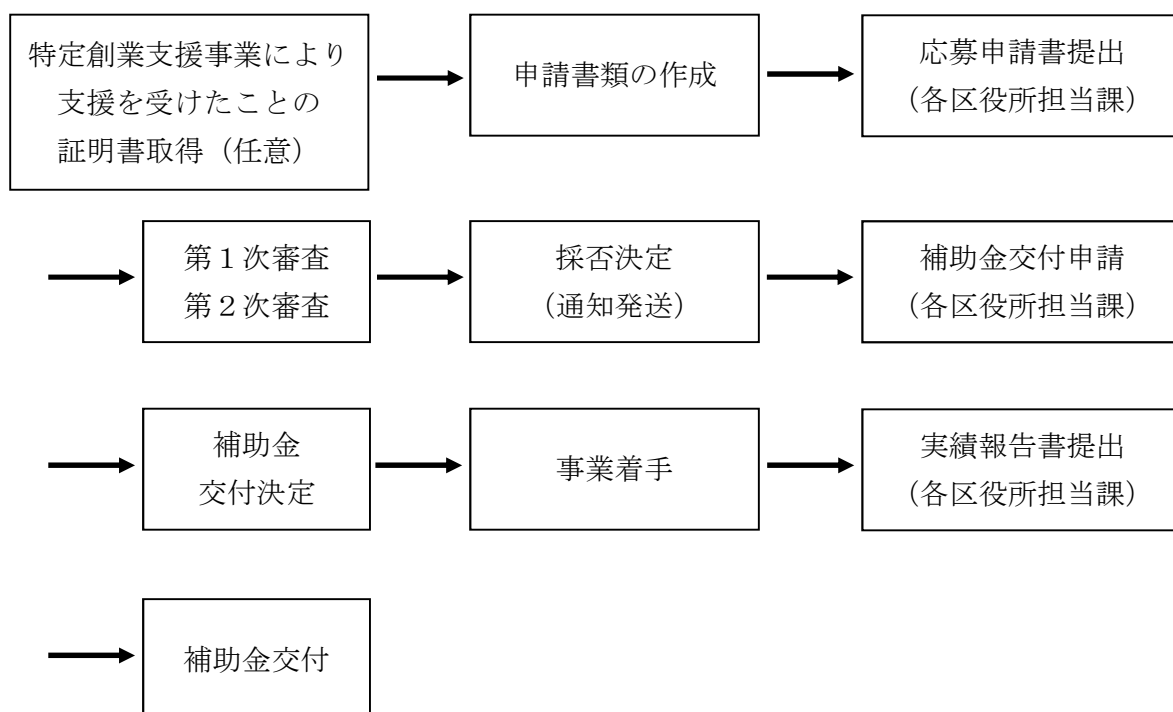
① 事業の目的・目標	事業目的に沿った計画であり，集客や売上等の見込及び目標が具体的かつ現実的か。
② 事業の内容・実現性	事業内容が具体的かつ実現可能か。
③ 地域や商店街との連携	近隣店舗や商店街との協力・連携体制が整っており，地域へ貢献できる内容か。
④ 事業の継続性	安定した営業を継続して実施できる事業（店舗）であるか。

### (4) その他

以下の要件に該当する者については，第2次審査において加点対象とします。

- ・特定創業支援者
- ・U I J ターン者

## 7. 申請の流れ





## 8. 書類提出先(各区窓口)

区(担当)	住所	電話番号
北区産業振興課商工観光グループ	北区東栄町 1-1-14	025-387-1356
東区地域課産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区地域課産業文化振興室	中央区西堀通 6-866 NEXT21 5階	025-223-7054
江南区産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区産業振興課商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区産業振興課商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507
西区農政商工課食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7630
西蒲区産業観光課観光交流・商工室	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8454

## 9. お問い合わせ先

**新潟市 経済部 商業振興課**

電 話 : 025-226-1633 (直通)

F A X : 025-228-1611

E-Mail : [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)

〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 (古町ルフル 5 階)